

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第29号

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成3年寒川町規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「扶養親族等又は児童の数」を「加算対象扶養親族等(条例第4条第1項に規定する扶養親族等のうち、所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。以下同じ。)又は児童の数」に、「当該扶養親族等」を「当該加算対象扶養親族等」に改める。

別表第5中「扶養親族等又は」を「加算対象扶養親族等又は」に改める。

別表第6中「扶養親族等の数」を「加算対象扶養親族等の数」に、「扶養親族等のうち」を「加算対象扶養親族等のうち」に、「扶養親族等1人」を「加算対象扶養親族等1人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第4から別表第6までの規定は、令和5年以後の年の所得による医療費の助成の制限について適用し、令和4年以前の年の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。